

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会
第 96 回家きん疾病小委員会 概要

1. 開催日時：令和 7 年 10 月 23 日（木）15 時 00 分～16 時 00 分

2. 開催場所：農林水産省共用第 2 会議室（オンライン併催）

3. 出席委員（50 音順、敬称略）

臨時委員：白田 一敏、山口 剛士（委員長）

専門委員：内田 裕子、大谷 芳子、森口 紗千子、山本 健久

オブザーバー：金井 裕

4. 議題：

（1）北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認事例について

（2）北海道における疫学調査チームの現地調査結果について

（3）今後の防疫方針について

5. 概要：

（1）発生農場及び周辺における防疫措置の強化継続

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、引き続き、当該農場の飼養鶏の殺処分及び埋却、制限区域の設定、当該農場周辺の消毒強化及び消毒ポイントの設置等の必要な防疫措置を実施・継続すること。

移動制限区域内及び搬出制限区域内の農場で、毎日の死亡家きん羽数、特定症状の有無等についての報告を求めること。

（2）疫学調査チームの現地調査概要

別添のとおり。

（3）疫学調査及び研究の実施継続

本病のまん延防止と再発防止のためには、感染経路につながる情報の収集が重要であり、科学的なデータに基づいた疫学調査が不可欠である。このため、①疫学調査チームによる現地調査、②調整池等の周辺環境や、鶏舎床、換気口等の農場内の環境材料からのウイルス検出検査等、③海外の野鳥分離株、国内の関係機関等が実施する野鳥調査における分離株等と、発生農場分離株との遺伝子比較解析、④塵埃等を介した鶏舎へのウイルス侵入の可能性の検証等により、国内や農場内への侵入経路や再発農場における発生要因を考察し、これを発生予防措置に活用すること。

（4）今後の防疫対応の徹底について

本病の防疫対応については、これまでも、本年 4 月に発表した「鳥インフルエンザ対策パッケージ」や「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について」（令和 7 年 9 月 8 日付け 7 消安第 3460 号農林水産省消費・安全局長通知）等により、飼養衛生管理の徹底を指導するよう求めてきたところである。

今後、全国各地で環境中のウイルス濃度が高くなる可能性があり、本病が発生するリスクは高まっていると考えられ、最大限に警戒する必要がある。

都道府県は、改めて家きん飼養者等に対して、手指消毒や専用手袋の着用、衣服や長靴の交換など基本的な飼養衛生管理の徹底に努めるとともに、飼養家きんの毎日の健康観察、異状の早期発見・早期通報の再徹底を指導すること。

また、ウイルスの人又はカラス等の野鳥等を含む野生動物を介した農場内及び家きん舎内への侵入防止対策だけでなく、野鳥等の誘引防止対策について、周辺の畜産農家やカラスのねぐら等野鳥生息環境の存在に応じて、改めて点検し徹底するよう指導すること。

さらに、今回の事例は過去に発生した農場であったことを踏まえ、ここ数年の間に複数回の本病の発生があった地域においては、環境要因が揃っており発生リスクが特に高い地域であると考えられるため、重点的に指導を行うこと。

加えて、飼養衛生管理基準の改正により、来年１月１日に指定される大臣指定地域（高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが過去に複数事例発生しているなど家畜伝染病の発生及びまん延のリスクが高いと考えられるものとして農林水産大臣が指定する地域）になることが想定される地域の農場に対して、本病の発生に備え、基準の施行を待つことなく消毒薬の備蓄やウイルスに汚染された粉じん、羽毛等（塵埃）の拡散防止対策の計画的な準備等を行うよう指導すること。